

平成28年度 第2回

恵庭市国民健康保険運営協議会

議 事 録

平成29年2月21日（火）16時30分開会
恵庭市役所 3階 第2・第3委員会室

平成28年度第2回恵庭市国民健康保険運営協議会

1. 日時

平成29年2月21日（火）16時30分～17時10分

2. 会場

恵庭市役所 3階 第2・第3委員会室（恵庭市京町1番地）

3. 出席者

【運営協議会委員】（9名出席 1名欠席）

（1）公益代表

川股 洋一（会長）、佐山 美恵子（会長代行）、猪口 信幸

（2）被保険者代表

小柳 一隆、神田 美佐子、大貫 司

（3）保険医又は薬剤師代表

平中 良治、貝嶋 光信、島田 直樹

※欠席委員／木原 雄二（被用者保険等保険者代表）

傍聴者 なし

【事務局（恵庭市）】

副市長、保健福祉部長、国保医療課長、納税課長、各担当主査

4. 議事録署名委員

佐山 美恵子（公益代表）、大貫 司（被保険者代表）

5. 審議事項

議案第1号「平成28年度国民健康保険特別会計決算見込み」について

議案第2号「平成29年度国民健康保険特別会計予算（案）」について

6. 閉会

1. 開会

- 国保医療課長の進行により開会
(木原委員欠席の報告あり)

2. 会長挨拶

- 川股会長

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただき誠にありがとうございます。

本日の議題は、「平成 28 年度恵庭市国民健康保険特別会計決算見込み」、「平成 29 年度恵庭市国民健康保険特別会計予算案」の 2 件についてのご提案でございます。

新年度予算案につきましては、国保税限度額の引き上げ及び低所得被保険者に対する法定軽減基準額の見直しを含め審議いただくこととなります。厳しい国保財政の今後を見通すうえで、重要な議題と捉えておりますので、委員各位の慎重な協議をお願いいたしますとともに、本日の議事運営について、よろしくご協力を賜りますようお願い申し上げます、はなはだ簡単ではありますが、開会の挨拶といたします。

3. 副市長挨拶

- 副市長

委員の皆様方には、大変お忙しい中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

28 年度の決算見込み、29 年度の予算編成も終わりました、決算見込みについては前年度に引き続きまして若干ではありますが単年度の黒字を見込める状況となっております。

しかしながら、あいかわらず財政運営は厳しいものがございますので皆様におかれましてはご理解ご協力をお願いしたいと思います。

いよいよ平成 30 年度から広域化が予定されていますが、あと 1 年ということでスムーズな移行に向けて準備をしております。この点においても、後ほどご説明いたしますので、本日もよろしくお願いいたします。

4. 議事録署名委員の選出

- 川股会長から「佐山委員」と「大貫委員」を指名（全員承認）

5. 議案審議 議案第1号 平成28年度国民健康保険特別会計決算見込み

○事務局

それでは〔議案第1号〕平成28年度国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明いたします。

平28年度の決算見込みですが、予算との増減が大きい科目について説明させていただきますのでご了承願います。

はじめに「歳出」について説明いたします。議案の2ページ右側をご覧ください。「保険給付費」につきまして、国保被保険者の高齢化及び医療の高度化等の影響もあり「一般の療養給付費」は高止まりの傾向にはありますが、被保険者の減少により当初予算額に対し約9,500万円の執行残が生じると見込んでおります。「退職分の療養給付費」につきましても、一般から退職への資格の振替を行っておりますが、制度自体が廃止となっており、既存の対象者が年齢到達による資格喪失により減少していることから、約5,900万円の執行残となる見込みであります。

「一般及び退職分の高額療養費」につきましても療養給付費と同様に、当初予算額に対しそれぞれ約300万円、約1,200万円の執行残が生じる見込みです。

国保会計歳出の約6割弱を占める「保険給付費」の支出の動向が、国保会計を大きく左右することとなりますが、今年度につきましては診査支払手数料を除く各科目におきまして当初予算額内での執行が図れる見込みであり、保険給付費の支出傾向は、被保険者数の減少、特定健康診査の実施及びジェネリック医薬品の普及などにより、上昇傾向に一定の歯止めがかかっているものと考えております。

次に、「後期高齢者支援金」につきましては、国からの納付金確定額が納付金算定に用いる単価や係数が、当初予算算定時に用いた数値より大きく引き下がったことにより減額となり、約8,300万円の執行残となる見込みであります。

次に、「介護納付金」につきましても、国からの納付金確定額が納付金算定に用いる単価や係数が当初予算算定時に用いた数値より引き下がったことにより減額となり、約600万円の執行残となる見込みであります。

次に、「共同事業拠出金」ですが、「高額医療費拠出金」に対し北海道国民健康保険団体連合会より同拠出金を原資として各保険者に交付している高額共同安定化事業交付金が、対象となる医療費の増により交付金額が増額しており、当初の拠出金に不足が生じる見込みにより、約1,000万円の支出額の増額要請があったため、保険財政共同安定化拠出金より予算流用により対処することとしております。

「保険財政安定化事業拠出金」につきましては、拠出金算定の基礎となる北海道国民健康保険団体連合会が算出した北海道全体の拠出金対象医療費が当初見込み額より減額となることに伴い、約 8,900 万円の執行残となる見込みであります。

次に「特定健診審査事業費」につきましては、予算編成時において健診受診率を 30% で予算計上いたしました。年々受診者数は増加しておりますが、目標に掲げた受診率の達成は難しい見通しであり、約 1,000 万円の執行残を見込んでおります。

次に「諸支出金」ですが、平成 27 年度の国庫支出金の療養給付費負担金の精算による返還、同じく平成 27 年度の特健康診査に対する国庫支出金及び道支出金の精算による返還が生じ、これらの返還金分の支出により約 8,600 万円が不足する見込みとなっておりますので、第 1 回定例会において補正予算を計上し対応することとしております。

次に左側の「歳入」についてご説明いたします。

まず「国保税」ですが、収納率は平成 27 年度の収納率を保っており、一般の現年度分においては納税課による収納率向上対策により 94% 台中盤に達する見通しであります。しかしながら、被保険者数の減少及び所得の落ち込み、併せて法定軽減の拡充等もあり税の調定額自体が減少しており、予算に対し約 8,700 万円の減収となる見込みであります。

なお、国保税の調定額・収納率等については、議案 4 ページに集約してございますので、後ほどご覧いただきたいと思っております。

次に「国庫支出金」ですが、平成 27 年度の赤字決算に伴う繰上充用措置における歳入財源として「療養給付費負担金」に 1 億 5,000 万円を増額補正した影響等により予算比約 2 億 800 万円の減収となる見込みであります。「財政調整交付金」は予算現額より約 2,300 万円の増収となる見込みであり、国庫支出金全体では、予算比約 1 億 8,900 万円の減収を見込んでおります。

次に「療養給付費交付金」につきましても、平成 27 年度の赤字決算に伴う繰上充用措置による歳入財源として 1 億円を補正した影響と対象となる退職被保険者の減少に伴い、予算現額に対し約 1 億 8,000 万円の減収を見込んでおります。

次に「前期高齢者交付金」は、当該年度の概算交付額に前々年度の精算分を含めた形での交付額となりますが、概算交付額を高めを設定したため、当初予算より約

5,400万円の減収となる見込みであります。

次に「道支出金」は、「財政調整交付金」が当初予算額より約1,400万円の増収となる見込みであり、道支出金全体では約1,300万円の増収となる見込みであります。

次に「共同事業」の2つの交付金につきましては、対象となる高額医療費の増加に伴い「高額共同安定化事業」分が約4,500万円増収となる見込みであります。一方「保険財政共同安定化」につきましては、平成27年度の赤字決算に伴う繰上充用措置による歳入財源として約1億3,000万円を補正した影響及び対象医療費の伸びが鈍化していることから、予算現額比約1億9,900万円の減収となる見込みであります。

次に「繰入金」につきましては、予算現額と同額の繰入額を見込んでおります。

以上、歳入決算見込み額の79億6,050万円に対し、歳出決算見込額は83億3,320万円となり、平成28年度国民健康保険特別会計決算見込みは、下段に記載のとおり約3億7,270万円の赤字となる見込みであります。なお、赤字額には平成27年度の赤字決算における繰上充用額3億7,966万円が含まれておりますので、単年度収支においては約696万円の黒字となる見込みであります。

ただし、今後の医療費の動向や国保税の収納状況、また国や北海道からの交付金等の決定額によって、単年度収支が変動することを申し添えさせていただきます。

以上、平成28年度国民健康保険特別会計決算見込みについてご説明申し上げましたが、3ページの「各区分別の決算見込み」、4ページの「国保税収納状況」、及び別添資料の「平成24年度から平成28年度の国民健康保険医療費状況」については、時間の関係上、説明を省かせていただきますので、のちほどご確認いただく事でご了承願いたいと思います。

<質疑応答>

○川股会長

ただいま、議案第1号について説明がございましたが、このことについて質疑はございませんか。

○A委員

被保険者数がどんどん減っているのは、後期高齢者（医療制度）に移行した人が多

いからなのでしょう。

○事務局

国の制度として、被用者保険に加入する人が拡充されたことも影響していると思います。逆に65歳～74歳の前期高齢者の被保険者数は増えていますので、それ以下の年代の被保険者数が減っているということになります。

○川股会長

ほかに質疑はありますか。（「なし」の声あり）

なければ、議案第1号は承認するという事にいたしたいと思います。

議案第1号については承認されました。

つぎまして、議案第2号 平成29年度国民健康保険特別会計予算(案)について事務局より説明をお願いします。

○事務局

続きまして、議案第2号の平成29年度国民健康保険特別会計予算案についてご説明申し上げます。

制度等の説明も記載されておりますので、6ページ「議案第2号(参考資料)」にて説明したいと思います。また、各科目の詳細は5ページの「議案第2号」にありますので合わせてご確認願います。

まず右側の「歳出」を説明いたします。

始めに「総務費」であります。職員の異動及び変更等に伴う人件費の増により、対前年度比2,943万8千円の増となっております。

次に「保険給付費」であります。対前年度比で1,237万5千円の増となっております。昨年、一昨年の保険給付費実績に基づき予算計上しており、一般被保険者分の療養給付費及び高額療養費につきましては双方合わせて対前年度比で8,772万7千円の増を見込んでおりますが、退職者分につきましては制度廃止に伴います被保険者数の減少及び今年度の決算見込みから勘案し、6,977万7千円の減としております。

次に「後期高齢者支援金」は、対前年度比7,232万7千円の減となっております。同支援金は、国から示される単価に対象人数を掛けるなどして概算額が算出されます。単価は毎年上昇しておりますが対象となる被保険者数が減少しており、概算額が

減となる見込みであり、さらに、前々年度の精算における過払い分を概算額と相殺し算出したものであります。

次に、その三つ下の「介護納付金」につきましては、対前年度比 1 千 941 万 5 千円の増となっております。同納付金も後期高齢者支援金と同様に国から示される単価に対象人数を掛けて概算額が算出されます。単価は毎年上昇しておりますが、対象となる被保険者数が減少しているため概算額自体減となりますが、前々年度の精算分において過小支出となる見込みであり、その部分が概算額にプラスされる見込みであることから前年度より増と見込んだものであります。

次に「共同事業拠出金」につきましては、「高額医療費共同事業」「保険財政共同安定化事業」の 2 事業合計で対前年度比 367 万 7 千円の減となっております。

予算額につきましては、事業主体であります北海道国民健康保険団体連合会から通知された拠出金決定額を基に計上しており、前年度予算額より高額医療費共同事業が 5,524 万 8 千円の増、保険財政共同安定化事業が 5,892 万 5 千円の減となったためであります。

次に「特定健康診査事業費」ですが、平成 29 年度の特定健診受診率を 30%で見込み、この受診率に応じた受診委託料を算定しておりますが、被保険者の減少に伴い対前年度比 136 万 8 千円の減となったものであります。

なお、平成 25 年度より特定健診受診時の自己負担分を無料化し、受診に向けた啓発等を行っており、年々受診率は向上してきておりますが、北海道平均受診率からは若干低い状況となっております。平成 29 年度においても更なる受診率向上に向けた取り組みを強化し、被保険者の発症予防及び重症化抑制を図り医療費抑制につなげていきたいと考えております。

次の「保健事業費」につきましては、インフルエンザ予防接種助成対象者（65 歳以上）の増に伴い同助成事業費が増額となることを見込まれるため、対前年度比 407 万 2 千の増を見込んでおります。

続きまして、左側の「歳入」について説明させていただきます。

まずは平成 29 年度の「国保税」ですが、低所得世帯に対する国保税の法定軽減について、5 割軽減及び 2 割軽減に対象となる判定所得額が引き上げられ、平成 29 年 4 月 1 日より適用となる予定であります。

また、1 年遅れの実施となりますが、国が平成 28 年度より国保税の限度額につい

て医療分と後期分においてそれぞれ 2 万円ずつ引き上げていることから、この部分につきましても平成 29 年 4 月 1 日からの施行を予定しております。

なお、本日ご承認いただけましたら、第 1 回定例市議会に「恵庭市国民健康保険税条例」の一部改正案を提出する予定であります。

「国保税」の予算額につきましては、賦課限度額の引き上げを見込んではおりますが、被保険者が減少傾向にあり対前年度比で 922 万 6 千円の減を見込んでおります。国保税算定の詳細は、議案の 8 ページ以降にそれぞれの区別に載せておりますので、のちほどご確認いただければと思います。

次に「国庫支出金」ですが、対前年度比 6,841 万 6 千円の増となっております。

財政調整交付金において、交付対象経費が国の新規事業の実施等により増となる見込みであることが主な要因であります。

次に「療養給付費交付金」は、対象となる退職被保険者の減少及び対象となる医療費自体も減少傾向にあるため、対前年度比で 1 億 1,963 万 1 千円の大幅な減を見込んでおります。

次に「前期高齢者交付金」は、対前年度比 3,549 万 5 千円の増を見込んでおります。同交付金も当該年度の概算額に前々年度の精算分を含めた形で交付額が算出されますが、概算額算定において国保被保険者は減少傾向にあるものの前期高齢者とされる 65 歳以上 74 歳までの被保険者は増加傾向にあり、かつ、前期高齢者に対する保険給付費も増加傾向にあり、さらに前々年度の精算においても追加交付が見込まれることが要因であります。

次に「道支出金」は、対前年度比 2,171 万 5 千円の増となっております。

国庫支出金と同様に、財政調整交付金の交付対象経費が対象事業の拡充により増となる見込みであることが、主な要因であります。

次に「共同事業交付金」は、「高額医療費共同事業」と「保険財政安定化事業」の 2 事業合計で、対前年度比で 1,908 万 7 千円の減となっております。

要因といたしましては、歳出側の共同事業拠出金と連動いたしますが、高額医療費共同事業交付金は増額が見込まれますが、保険財政共同事業交付金が増額分を上回る減額となる見込みによるものであります。

次に「繰入金」は、対前年度比 366 万 8 千円の増となっております。

法定繰入分の保険基盤安定負担金が増額となる見込みによるものであります。

以上が、平成 29 年度国民健康保険特別会計予算案の歳入・歳出の説明ですが、総額が 82 億 1,698 万 1 千円となり、平成 28 年度予算に対しまして 1,227 万 8 千円 (0.15%) の減となっております。

なお、新年度予算算定に要する国からの単価・係数等は、予算編成期間中には通知されなかったため見込み値で算出しております。このため新年度に入り確定納付額が示された際に、当初予算額において不足が生じる場合も考えられますので、その際は補正予算等に対応していきたいと考えておりますので、ご了承のほどお願い申し上げます。

以上、まことに簡単ではございますが、平成 29 年度国民健康保険特別会計予算案について説明申し上げます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○川股会長

議案第 2 号について説明がございましたが、このことについて質疑はございませんか。

(「ありません」 の声)

議案第 2 号は承認されました

それでは、日程の最後の「その他」について、何かありませんか。

○事務局

国保事業費納付金の仮算定結果について、ご説明いたします。

国民健康保険制度は、平成 30 年度より都道府県が財政責任を担う広域化へ移行となり、市町村は北海道が算定する納付金を道へ上納することとなります。

今回、北海道において納付金算定システムを用いて、仮算定を実施し、その結果が示されたところであります。

仮算定結果につきましては、2 の表のとおり恵庭市は一人あたり保険税が 11 万 5,843 円となり、全道平均より約 9,400 円上回っております。

また、平成 27 年度の恵庭市の保険税との比較では、約 1 万 700 円下回っております。

なお、今回の仮算定に用いたデータにつきましては、表下の注 1 にも記載しておりますが、平成 27 年度決算額と平成 29 年度予算額を使っているものであり、本算定時に使用する年度とは異なることから、今回の結果につきましては、あくまでも仮としての数値としてご判断いただきたいと思います。

今後の動きについてであります。平成 29 年度の 8 月に再度仮算定を行い、再検証の後、12 月に本算定による納付金が確定し、それを受けて、恵庭市の国保税率の改正案を平成 30 年第 1 回定例会に提案する予定であります。

次ページには、国、都道府県、市町村別の平成 29 年度の広域化に向けたスケジュールを記載しています。ご一読ほどをお願いいたします。

なお、市町村は広域化に向け、年度当初より、システム改修及び確認検証作業を開始し、先ほど申し上げました納付金算定作業を並行して行っていくこととしております。

説明は以上であります。

○川股会長

この件について、質疑はございませんか。

○B 委員

この算定結果は現行の保険税と比べてどうですか。

○事務局

今回の算定には、「今実際に納付された額」プラス「本当に納めなくてはならない額」があるので若干増えてはいます。ただ平成 28 年度は平成 27 年度よりは保険税率自体が下がっていますので、そういう意味では下がっているともみることができます。被保険者数も減っている影響もありますし、仮算定のときとは基礎となる年度が変わってしまうので、今比較しても参考にはならないかと思えます。

○B 委員

過年度分は含まれていますか

○事務局

過年度分は含まれていません。現年分だけです。現年分の入ったお金と基盤安定繰入金等も含めて合算して、システムに入力して試算して、あなたの市町村はこれだけの納付金なので、それをまかなうために必要な金額はいくらですよということです。

○B 委員

将来的には保険料率は統一されていくのですか？そうすると税額は下がっていくのでしょうか。

○事務局

下がる下がらない、というよりは、後期高齢者医療制度のようになるべく一定の保険料率にしたいということが一番の目的ではあるのですが、今までが市町村ごとでばらばらなので、すぐに一律になるということはなかなか難しいのではないかと、道のほうでも見込んでいます。

○B委員

どれぐらいの期間で一律になるとみているのですか。

○事務局

かなり大きいスパンで見えていかないと・・・10年はかかると思います

○副市長

一人当たりで言えば、恵庭の2倍ぐらいの保険料を負担しているところもありますのでなかなか全道平均したところにもっていくことはたいへんなのかと思います。さらに激変緩和をしつつということだとかなりの時間も要すると思います。作業的にみても時間がかかるでしょう。

全部下がるのかというと、あくまで平均でみてなので、所得階層によっては下げ幅が大きい人も小さい人もできますので、実際に計算してみないと何とも言えない。平均すると1万円くらいさがるかと仮算定では出ていますが。

○A委員

納付金額は、毎年かわるのですか

○事務局

本算定以降も毎年変わります。算定基礎となる年度も違いますし、医療費も毎年変わる所以各市町村が納める金額もかわってきます。

○A委員

広域化が行われるのは過疎などが原因ですか。

○事務局

市町村単位では、運営が、もちこたえられない市町村がたくさん出てきているという事です

○A委員

一人当たりの医療費が高いことも影響しますよね。

○事務局

漁村、農村のように加入者に自営業の方が多いい市町村は、所得階層が高い方が多いので納付金も高くなりますし、加えて医療費も高いところはさらに加算されるので両方の要因があると思います。

被保険者数が小規模の市町村ですと、加入者も年齢が高いですし、収入も（年金のみで）それほど上がってこない。北海道だけではなく、全国的にそういう市町村はあります。そういうところは（国保運営が）もちこたえられなくなってきたため、ここ数年で広域化が議論され始めまして都道府県化の導入に至ったというわけです。

○A委員

恵庭市が納めなくてはならない16億5000万に加えて、市として必要な金額を更に上乗せすることはあるのですか。

○事務局

国や道は一般会計の繰入は、基本的には今後には行わず、全部保険税（料）で納付金額をまかないなさいと、いっていますが、行ってはだめだとまでは言ってはいません。

○保健福祉部長

今回の仮算定については、「また変更はありますが、今回、2回目はこのような額で算出されました」というだけです。

どの階層でいくらになるか、などの積み上げまではわからないので今の段階では平均が示された、ということです。

○川股会長

以上をもちまして本日の審議を終了させていただきたいと思います。

委員各位の慎重なご協議と議事運営に対するご協力に対し感謝申し上げます。ありがとうございました。